

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証評価取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、積極的に職場環境を改善し、誰もが働きやすい職場づくりの推進に取り組む事業者を評価するために必要な手続等について定める。

(定義)

第2条 この要領において「認証企業」とは、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度の認証を取得した者をいう。

(評価対象事業者)

第3条 認証企業とする。

(評価方法)

第4条 評価は、「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」で定める主観的審査項目に該当するものとして、事業者の「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証届出」(以下、「認証届出」という。)により行うものとし、認証届出及び添付書類の記載内容に不備や虚偽がないことを要件とする。

2 評価は長崎県産業労働部雇用労働政策課長が行い、その結果を長崎県土木部監理課長へ報告する。

(認証届出の期限)

第5条 認証届出の期限は、「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」の「審査対象特定日」の翌日までとする。

(認証届出ができない事業者)

第6条 認証届出に故意に虚偽の内容を記載するなど、適正な評価を妨げる行為が認められた場合、次年度に届出ができない。また、届出されても評価の対象としない。

(その他)

第7条 当該届出等に関する事務は、長崎県産業労働部雇用労働政策課において行う。

附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

この要領は、令和4年9月30日から施行する。

この要領は、令和6年9月2日から施行する。